

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年10月29日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

（1）業 務 名

令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業

（2）業務内容

令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに

（3）委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

（4）委託金額（見積上限額）

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下「技術提案参加資格」という。）は、次のとおりとする。

（1）複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

（2）コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人である場合は、次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと（役員についても当該条件を満たすものであること）。

ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 最近1事業年度の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 岡山県税を滞納していないこと。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。

キ 単独の法人である場合は、生活機能に関するサービスを提供している者であり、コンソーシアムで参加する場合は、構成員に生活機能に関するサービスを提供し

ている者が含まれていること。

(3) 委託業務終了までの間、モデル構築のための検証の実施対象となる地域(以下「対象地域」という。)、当該対象地域が所在する市町村、岡山県県民生活部中山間・地域振興課等の関係機関との連絡調整が随時行えると判断できること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話:(086)226-7267(直通)

E-mail: chusankan@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者は事前に参加意思確認のため、技術提案公募参加表明書(様式第1号)を提出する。その上で、企画提案書の提出を要請する。

(1) 仕様書及び技術提案公募参加表明書(様式第1号)等の配布期間並びに場所

ア 配布期間

令和8年10月29日(木)から令和8年11月12日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課のホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1061115.html>

(2) 技術提案公募参加表明書(様式第1号)等の提出期間、場所及び方法

ア 提出書類

- ①技術提案公募参加表明書(様式第1号) 1部
- ②会社(法人)の組織概要及び生活機能に関するサービスを提供していることがわかるもの 1部
- ③財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可)
- ④印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)
- ⑤岡山県税に滞納がないことの証明書(岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書の発行ができない場合は、最新決算年度の法人県民税、法人事業税の納税証明書。コピー可) 1部
- ⑥法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(納税証明書「その3の3」。コピー可) 1部
- ⑦登記事項証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)
- ⑧(岡山県暴力団排除条例に係る)誓約書(様式第2号)

※コンソーシアムによる参加の場合は、上記について構成員すべての書類、及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。

※岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記④～⑧の書類の提出は必要ないものとする。

⑨技術提案の概略（様式任意） A 4 判 1 枚程度

イ 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）から令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、イの提出期間までに必着のこと。期限後の提出はいかなる理由であれ受付しない。）

（3）技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案公募参加表明書（様式第 1 号）を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月）までに書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水）まで下記 3 の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。

（4）質問の受付

ア 受付期間

令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）から令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 質問方法

令和 8 年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業に係る技術提案質問票（様式第 3 号）を電子メールにより送信すること。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

E-mail : chusankan@pref.okayama.lg.jp

エ 質問の回答方法

随時、下記の中山間・地域振興課のホームページに掲載する。なお、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わない。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>

オ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出

（1）提出期限

令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）午後 5 時（必着）

（2）提出場所

上記 3 の場所に同じ。

(3) 提出書類

- ・ 提案書（任意様式）
- ・ 見積書及び積算内訳（任意様式）
- ・ 本事業により構築した仕組みをテスト運用した際の収支見込書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものとし、(1)の提出期限までに必着のこと。期限後の提出はいかなる理由であれ受付しない）

(5) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※技術提案公募参加表明書（様式第1号）を提出した者が、技術提案の参加を辞退する場合、辞退届（様式第4号）を提出すること。提出期限、提出場所及び提出方法は、それぞれ(1)、(2)及び(4)と同じとする。

(6) その他

上記のほか、技術提案書等の作成については、別添「令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業技術提案書等作成要領及び審査方法等」を参照すること。

7 技術提案の選定方法

- (1) 中山間・地域振興課内に審査委員会を設置し、必要に応じて市町村の意見等を踏まえて、技術提案書の審査を行う。
- (2) 対象地域や、対象地域が所在する市町村の意見等を確認するため、提出された書類一式を当該市町村、対象地域へ審査前に提供し、意見を求めることがある。
- (3) 審査時における評価は、技術提案書等の内容を、別添「令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業技術提案書等作成要領及び審査方法等」に記載の審査内容に基づき総合的に判断するものとする。
- (4) 技術提案の選定結果は審査終了後に委託予定者へ通知する。

8 契約に関する事項

- (1) 上記7で選定された者と随意契約による委託契約の締結を行うこととする。
- (2) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、提出された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- (3) 仕様書作成のため、技術提案書の選定後に業務の具体的な実施方法について技術提案を求めることがある。
- (4) 委託契約の締結に当たっては、業務委託契約書を作成することとする。
- (5) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定によるものとする。
- (6) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

9 その他の留意事項

- (1) 技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者又は参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等は返却しな

いこととする。

- (3) 提出された技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等は、技術提案の選定手続以外に、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- (5) 技術提案の選定結果は、岡山県ホームページ等に公表される場合がある。
- (6) 技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、当該技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等を無効とする。
- (7) 提出後における技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (9) この技術提案実施公告の内容について変更がある場合は、下記の岡山県中山間・地域振興課のホームページにその旨を掲載する。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>